

技 術 資 料 募 集 要 領

公募・簡略審査型競争入札を下記のとおり行うので、入札に参加を希望する者は技術資料を提出して下さい。

平成 22 年 7 月 9 日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 真部 朗

記

1 業務概要

- (1) 業 務 名 嘉手納 (22) 工場 (072) 新設設備設計
- (2) 業務内容 本業務は、嘉手納飛行場において以下の施設の整備に係る設備設計業務を行うものである。
1. 工場(072)新設 (RC-1/延面積 約1,000㎡)

なお、詳細については、特記仕様書による。なお、ここに記載の内容が、特記仕様書等と異なる場合には、特記仕様書等を優先するものとする。

- (3) 履行期限 平成23年10月31日
- (4) 開札予定日 平成 22 年 8 月 13 日(金) 午後 2 時 30 分
- (5) その他

ア 本業務は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、例外的に電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願【別紙様式1】」を提出すること。

- ・ 提出窓口：〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課

電話 098-921-8131 (内線:155)

- ・ 提出時間： 午前 8 時から午後10時までとする。(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)ただし、金曜日は午後 6 時まで。

イ 電子入札システムで利用できるICカードは、代表者又は当該見積合わせ案件に関する見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は技術資料の提出前までに、「委任状【別紙様式2】」を提出すること。

2 技術資料を提出することができる者の資格

技術資料を提出することができる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

イ 装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「電気」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「Aランク」の格付けを受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）

ウ 技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄防衛局長（旧那覇防衛施設局長を含む。）から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（CCP）。6.8.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(2) 建築士法に基づく1級建築士事務所登録を有すること。

(3) 平成12年度以降に、用途が車両整備工場、工場、倉庫、庁舎又は事務所で、延べ面積600㎡以上の建物新設に係る電気設備設計業務を履行した実績を有すること。

なお、業務実績が地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）と平成16年4月1日以降に契約した業務について、「技術業務委託の受託者の業務成績の評定について（通知）」（装本技調第2914号。20.7.17）（以下「業務成績評定要領」という。）の別紙様式第1の評定点合計若しくは第2の業務評定点、「技術業務委託の受託者の業務成績の評定について（通知）」（装本技調第3592号。19.9.1）（以下「旧業務成績評定要領1」という。）の別紙様式第1若しくは第2の業務成績評定表の評定点合計又は「防衛施設庁において実施する技術委託業務の受託者の業務成績の評定について（通知）」（施本建第24号（CCP）。16.3.17）（以下「旧業務成績評定要領2」という。）の別紙様式第1又は第2の業務成績評定表の評定点合計（以下において単に「評定点合計」という。）が、65点未満のものを除くこと。

(4) 沖縄防衛局が発注した業務のうち、平成20、21年度（当該年度を含まない過去2年間に完成・引渡し完了した業務の成績がある場合においては、業務成績評定点合計の平均が65点以上であること。

- (5) 次の基準を満たす管理技術者を配置できること。

管理技術者

・建築設備士の資格を有する者

・本技術資料募集要領の公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものも含む）が4億円未満かつ10件未満である者。《注：「手持ち業務」とは管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。》なお、本技術資料募集要領の公告日現在の手持ち業務に沖縄防衛局発注業務で調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者。

- (6) 管理技術者に対するヒアリングの実施

契約締結後、適当な時期（1～2週間後）に管理技術者に対し当該業務に関する進捗、調整及び対応並びに基本事項等についてヒアリングを行うものとする。なお、ヒアリングの結果、当該業務の実施につき著しく不相当と認められるときは管理技術者の交代を請求する。

- (7) 暴力団関係業者の排除

ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう

要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3 技術資料の提出

- (1) 本競争に参加を希望する者は、次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

ア 上記2（2）～（5）に掲げる資格があることを判断できる資料

イ 建設コンサルタント登録規程の登録状況及び国際規格ISO9001の認証取得状況

ウ 配置予定管理技術者及び主任担当技術者（各担当分野毎）に関する取得資格、同種業務の経験（平成16年4月1日以降に地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。）及び勤務年数

エ ア及びウの同種業務の実績・経験として記載する業務が、平成16年4月1日以降に地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書の写し。

- (2) 技術資料は、「技術資料作成要領」に基づき作成し、電子入札システムにより参加表明書の添付資料として提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、提出期限までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）（以下「郵送等」という。）するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
- (3) 提出先 上記 1 (5) アに同じ
- (4) 提出期間 平成 22 年 7 月 9 日 (金) から平成 22 年 7 月 20 日 (火) までの休日を除く毎日、午前 8 時から午後 10 時まで。ただし、金曜日は午後 6 時まで。紙入札方式により持参する場合は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。平成 22 年 7 月 20 日 (火) は午後 3 時まで。
- (5) 紙入札方式により技術資料を提出する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380 円）の切手を貼付した長 3 号封筒を技術資料と併せて提出すること。

4 技術資料作成要領の交付期間、交付場所等

- (1) 交付期間 平成 22 年 7 月 9 日 (金) から平成 22 年 7 月 20 日 (火) まで
- (2) 交付場所

ア ダウンロードシステムによる交付

交付場所： 「電子入札システム」ホームページより提供する。

<http://www.mod-eboc.go.jp>

交付方法： すべて電子データで交付を行う。

文書類 PDF (Acrobat8形式以下)

申請書類 一太郎 (Ver2007形式以下)

使用条件： ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

イ 印刷物による交付

やむを得ず印刷物による交付を希望する場合は、印刷物による交付を希望する旨の申込書（書式自由、業務名、郵便番号、住所、商号又は名称（押印済みのもの）、電話番号、担当者氏名記載のもの。）を上記 1 (5) アに示す提出窓口へ持参すること。ただし、交付期間のうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）及び、正午から午後 1 時までの間を除いた毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

また、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）（以下「郵送等」という。）による交付を希望する場合は、申込書と着払いのラベル（申込者の住所・氏名を記載）を同封し、上記 1 (5) アに示す提出窓口へ送付すること。

なお、印刷物による交付については貸与とし、開札日から 14 日以内に返却するものとする。（郵送等による場合は期限内必着）

ウ その他： 交付に当たっては、上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けている者又は技術資料の提出期間内までに当該資格の取得見込者を対象とする。

5 技術資料の審査等

(1) 提出された技術資料は次の項目について審査及び評価を行う。

ア 建築士法に基づく事務所登録

イ 同種業務の履行実績

ウ 配置予定管理技術者の資格

エ 建設コンサルタント登録規程の登録状況及び国際規格ISO9001の認証取得状況

オ 配置予定管理技術者及び主任担当技術者に関する取得資格、同種業務の経験及び勤務年数

カ その他支出負担行為担当官が必要と認める項目

(2) その他技術資料以外に係る次の項目も評価する。

地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）発注業務の業務成績

(3) 技術資料等の評価項目及び内容については別添の「技術資料評価基準」による。

(4) 審査及び評価の結果、入札参加者として選定された者には指名通知書を、選定されなかった者には非指名通知書を送付する。

(5) 競争参加者の募集にあたり、競争参加希望者のうち失格の者を除き全社選定した場合、入札時に 1 者となった場合でもその入札は有効として取り扱うものとする。

6 指名されなかった者に対する理由の説明

(1) 指名されなかった者は、支出負担行為担当官に対して指名されなかった理由（以下「非指名理由」という。）について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 平成 22 年 8 月 12 日(木)午後 5 時 00 分

イ 提出場所 上記 1 (5) アに同じ

ウ 提出方法 電子入札システムによる。ただし、紙入札方式の場合は書面（様式は自由）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、非指名理由について説明を求められたときは、平成 22 年 8 月 17 日(火)までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また紙入札方式の場合は書面により回答する。

7 再苦情申立て

(1) 上記 6 (2)の非指名理由の説明に不服がある者は、非指名理由の説明に係る書面を受けとった日から 7 日（休日を含まない）以内に、書面（様式は自由）により支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(2) (1)の申立てについては、入札監視委員会において審議を行う。

(3) (1)の申立ての提出窓口及び提出時間

ア 窓口 上記1 (5) アに同じ

イ 時間 休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ その他 書面は持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(4) (1)の申立てに関する手続等を示した書類等の入手先上記1 (5) アに同じ

8 技術資料の提出にあたっての留意事項

(1) 技術資料に虚偽の記載をした者は、本業務の指名業者としないとともに、指名停止を行うことがある。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された技術資料は返却しない。

(4) 提出された技術資料は提出者に無断で使用しない。

(5) 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

9 業務費内訳明細書の提出

(1) 電子入札システムによる入札参加者は、支出負担行為担当官等から指定された時刻までに速やかに、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書をメールにより送信しなければならない。

・ メールアドレス keiyaku@okinawa.rdb.mod.go.jp
電話 098-921-8131 (内線:153)

(2) 紙入札方式による入札参加者は、第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書を持参すること。

10 その他

(1) 本技術資料募集要領は次により無料で配布する。

ア 配布期間 上記3 (4)に同じ

イ 配布場所及び問い合わせ先 上記1 (5)アに同じ

(2) 当該業務に関する電子入札システム上の手続きは、「公募型競争入札方式」を使用して行うものとする。

(3) 電子入札システムは、休日を除く午前8時から午後10時まで稼働している。ただし、金曜日は午後6時まで。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページアドレス
<http://www.mod-eboc.go.jp>

(4) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とすること。

(5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先

- ・防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ

<http://www.mod-eboc.go.jp>

- ・防衛施設建設工事電子入札システムヘルプデスク

TEL 03-5444-5890

FAX 03-5444-5892

メールアドレス help@mod-eboc.go.jp

イ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

- ・取得された各認証局

ウ 申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記1(5)アへ連絡すること。

- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物の設備設計に関しては、設備設計1級建築士が関与（自ら設計する、または法適合確認を行う）するものとする。（建築士法第20条の3）

(別紙様式1)

(用紙A4)

紙見積合わせ方式（紙入札方式）参加承諾願

1. 業務名

2. 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙見積合わせ方式（紙入札方式）での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
役 職
氏 名

印

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 真部 朗 殿

(別紙様式 2)

(用紙 A 4)

委 任 状

受任者
営業所等名
役 職
氏 名
使 用 印

印

私は上記の者を代理人と定め、下記工事の入札・見積及び契約に関する権限を委任します。

記

業 務 件 名 :

平成 年 月 日

委任者

登録番号
住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名

印

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 真部 朗 殿

技術資料評価基準

企業評価

1 資格			評価点	
15点	電気	・ 建築士法に基づく一級建築士事務所登録	有り	5
	電気	・ 建設コンサルタント登録規程による登録	無し	失格
			有り	5
	共通	・ 国際規格 I S O 9 0 0 1 の認証取得	無し	0
			ISO9001	5
			無し	0
2 実績			評価点	
5点		・ 同種業務の実績	地方防衛局等業務の実績	5
			他省庁・公団等の業務実績	3
			地方自治体等の業務実績	1
			民間契約での業務実績	0
			無し	失格
3 業務成績			評価点	
10点		・ 当局発注業務における過去 5 年間の業務成績の平均	平均点が 8 0 点以上	10
			平均点が 7 0 ～ 8 0 未満	5
			平均点が 6 0 ～ 7 0 未満	3
			業務成績がない場合	3
			平均点が 6 0 点未満	-5

企業評価点	
30点	

管理技術者評価				
1 資格				評価点
15点	電気設備	・ 1 級建築士 ・ 建築設備士 ・ 技術士 「電気電子部門」 「建設部門」 「総合技術管理部門(上記部門及び選択科目に係るもの)」 ・ R C C M(電気電子部門) ・ 1 級電気工事施工管理技士	1資格毎	3
		・ 技術資料募集要領記載の資格、実務経験等を有していない場合		失格
2 経験等			点 数	
20点	共通	・ 同種業務の経験件数	最大3件までとする	
			1 件につき	2
			無し	0
		・ 同種業務の経験内容	上記業務 1 件につき点数加算	
			地方防衛局等業務の場合	3
			他省庁・公団等の場合	2
			地方自治体等の場合	1
			民間契約の場合	0
		・ 予定管理技術者の会社勤務年数	10年以上	5
			5年以上	3
3年以上	1			
3年未満	0			
企業に所属していない者	失格			
注) 主要業務以外の資格は評価しない。				
管理技術者評価点				
3 5 点				

主任担当技術者評価

1 資格			評価点
16点	電気設備	・ 1 級建築士 ・ 建築設備士 ・ 技術士 「電気電子部門」 「建設部門」 「総合技術管理部門(上記部門及び選択科目に係るもの)」 ・ R C C M(電気電子部門) ・ 1 級電気工事施工管理技士	1資格毎 3
		・ 2 級電気工事施工管理技士 ・ 第 1 種電気工事士	1
		・ その他関連資格	0
		「1 級計装士」	

注) 1 同一資格を複数取得している場合は、最上級の資格(免許)で評価する。

(例: 「1 級土木施工管理技士」及び「2 級土木施工管理技士」を取得している場合は、「1 級土木施工管理技士」のみを評価)

2 主要業務以外の関係資格は評価しない。

2 経験等			点 数	
11点	共通	・ 同種業務の経験件数	有り	3
			無し	0
		・ 同種業務の経験内容	地方防衛局等業務の場合	3
			他省庁・公団等の場合	2
			地方自治体等の場合	1
			民間契約の場合	0
		・ 予定管理技術者の会社勤務年数	10年以上	5
			5年以上	3
			3年以上	1
			3年未満	0

主任担当技術者評価点

27点

技術資料業務に係る総合評価点

92点